

TKCモニタリング情報サービス通信

第52回TKC全国役員大会特集号



第52回TKC全国役員大会の様子

■ 第52回TKC全国役員大会 会長講演「月次決算体制の構築がすべての基本」	2
TKC全国会会長 坂本孝司	
■ 第52回TKC全国役員大会「記念式典」来賓祝辞より	11
「巡回監査を通じたきめ細かな支援に期待」	
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 田中一穂	
■ TKC全国会と日本政策金融公庫との連携で実現！	12
「TKCファストリンク」が切り拓く新たな中小企業金融	
株式会社日本政策金融公庫常務取締役 姪原保志	
■ 月次決算は事業者支援の“はじめの一歩”	16
北おおさか信用金庫融資部参事役 辻澤 修	

会計事務所の経営革新

税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう！

月次決算体制の構築がすべての基本

TKC全国会会長 坂本孝司

10年後・20年後の未来に向けて税理士の「あるべき姿」を示す

TKC全国会では、本年1月から6年間の新たな運動方針である「会計事務所の経営革新 税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう！」のもとで活動を開始しています。

「税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」（以下、4大業務）は、TKC全国会初代会長の飯塚毅博士の見解を基に、

税理士の本来業務を深掘りしたものです。TKC全国会では各委員会・研究会等すべての活動に4大業務が定着化しています。しかし、

4大業務が税法学、会計学、監査論、経営学等に関連する極めて「学際的」な業務であることから、社会（政界・官界・学界・財界）全般から納得を得ることは多くの

困難を伴っています。そこで私は、「税務の専門家」とどまらず、『4大業務』を同一企業に同時提供できる仕事である」とあらたに定義をして、その価値を社会全般に訴え続けてまいりました。

そして、本年1月のTKC全国会政策発表会において、「日本の全企業の99・7%が中小企業。そこで働く従業員数は約70%。このことを真正面から捉えて中小企業をご支援していく。税理士の4大業務を同時提供することで経営革新（イノベーション）を起こし、未来の日本経済の成長と発展に貢献したい」との想いを込めて、この運動方針を示しました。

全国会運動は、最初の2年間（2025年～26年）を第1フェーズ、残りの4年間で第2フェーズと定め、第1フェーズのテーマを「月次決算体制の構築がすべての基本」としています。

なお、TKC全国会は昨年、「会計事務所の経営革新」検討プロジェクトを設置し、「近未来の巡回監査」の実践の手引きとなるテキスト『TKC会計人業務の未来設計』と、コンセプトムービー『税理士の未来』を制作しました（スライド1）。

■ スライド1

I 巡回監査の本質 ＜近未来の巡回監査＞



テキスト
『TKC会計人 業務の未来設計』



動画
『税理士の未来』



全部監査の効率的実施こそが時代対応のキーポイント！

『TKC会計人 業務の未来設計』の発刊目的

「本書は、税理士、とりわけTKC会計人の過去と現在の状況を踏まえながら、税理士の『あるべき姿』を具体的に示して、その目標に導く明確な道筋を示すものです。」

ぜひ職員さんと一緒に繰り返しご覧ください。
本日は、未来の税理士の「あるべき姿」を目指した運動方針である「4大業務の完遂」の基本となる巡回監査の本質を確認します。また、保証業務に不可欠な税務申告書と決算書の信頼性確保の取り組み等についてもお話します。

I 巡回監査の本質

巡回監査の本質は「三現主義(現地・現物・現人)」である

巡回監査は、税理士が租税法主義の下でその使命を全うするために行うべき事実認定を伴う法律業務です。『TKC会計人の行動基準書』ではその意義を、「関与先を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することである」と定義しています。

他方、私は今、この巡回監査の定義が揺らぎつつあることに危機感を持っています。コロナ禍を経て、世の中のあらゆる場面で非対面での対応が可能になりました。TKC会員事務所においても、FXクラウドシリーズや証憑保存機能によって関与先の財務データ等は常に共有されており、いつでもどこでも確認できるようになりました。これによって、関与先に赴くことなく、クラウド上に保存されている証憑書等の電子データを認めるだけでよしとする考えを持つ会員事務所が出てくることを懸念しています。実際にここ数年、TKC会員事務所の翌月

巡回監査率は低下傾向にあります。そこで、私は巡回監査の本質をより理解しやすく伝えていく必要があると考え、それを端的に「三現主義」としました（スライド2）。

この「三現主義」——すなわち「現場」「現物」「現実」は、よく製造現場で問題発見と改善の基本姿勢を示す考え方として使われている言葉ですが、私が定義する「三現主義」は、「失敗学」の提唱者として広く知られる東京大学の畑村洋太郎名誉教授が提唱する「三現」——すなわち「現地」「現物」「現人」です。この「現地・現物・現人」という言葉で巡回監査の本質を捉えて、これを欠いたものは巡回監査ではないと言い切つてよいものと私は考えています。

ここで、巡回監査における「三現」を確認しておきます。

● 現地（現場）

少なくとも毎月関与先を訪問して、その事業活動の現場に身を置いて事業の実態を把握すること、臨場感ある現地でこそ気づける事実があります。

● 現物（証拠）

事実認定を行うために、領収書、請求書、契約書などの証拠を確認するとともに、必要に応じて実際の「モノ」を確認する。すべての仕訳が取引の経済実態、すなわち「真正の事実」を正確に反映しているかを確かめる姿勢です。

● 現人（顔の見える関係）

経営者、経理担当者、各取引の責任者と直接対話し、意図や背景を把握する。必要に応じて会計・税務の視点から指導も行います。

「三現主義（現地・現物・現人）」を飯塚毅博士の考え方に照らすと、「税理士はどのようにして、自己の法的責任である『真正の事実』に準拠する業務ができるでしょうか。第一は、経営者の心に常にベルトを引っ掛けて、彼らを不正経理に走らせない工夫をこらすこと（現人Ⅱ坂本）。第二は、関与先企業の現場に出かけて行つて（現地Ⅱ坂本）、会計処理の網羅性、真実性、実在性を確認してくること（現物Ⅱ坂本）、となります。そのためには、少なくとも月の内に一回以上は、関与先を訪問して、経営者の心に果たして正しくベルトが掛かっているかどうか、会計処理に網羅性、真実性、実在性があるかどうかを確かめ、ときには厳然として警告を発すること、が絶対の条件となります。これが巡回監査の本質です」（TKC会報）巻頭言、1982年3月号）。

今はデジタル化・クラウド化の進展で、現場に行かなくても帳簿らしきものが作成できます。しかし、それでは巡回監査とは言えません。巡回監査では、「三現主義（現地、現物、現人）」に基づく事実認定を行い、最後は経営者の顔を見て確認しなければなりません。

この「三現主義」について、元金融庁公認会計士・監査審査会会長で立命館アジア太平洋大学客員教授の千代田邦夫先生にご紹介したところ、千代田先生からは、「公認会計士が行う財務諸表監査と税理士が行う巡回監査は異なることから線引きが難しいと感じていました。この「三現主義」であれば、巡回監査が仕訳の裏に存在する取引の実態を把握し、それに基づき指導機能を発揮していくということが明確になります。とても分かりやすい「キーワード」になります」（TKC会報）巻頭対談、

■ スライド2



I 巡回監査の本質

巡回監査の本質は「三現主義」である

企業の経済取引の実態を把握し、税務・会計の観点から正しい処理を促すためには、形式的な書類確認だけでなく、現実に応じた検証と対話が重要です。

- 1 **現 地** (現場)
- 2 **現 物** (証拠)
- 3 **現 人** (顔の見える関係)



この3つの本質を外さないように、デジタルとアナログを融合させ、効率的な全部巡回監査体制の構築をおこなう。

©TKC全国会 2025

現場に行かずして事実認定はできない

2025年7月号)。と高評をいただきました。このように、監査論の権威である千代田先生にご理解を得たことで、50年以上前に飯塚毅博士が私たちに示された巡回監査の本質を見極め、未来につながるかたちで捉え直し、その意義を歪めることなく、後世に伝えられると、心から嬉しく思っています。

我々税理士は「税務に関する法律家」です。巡回監査については租税法の権威である増田英敏専修大学法学部教授・弁護士にも見解を伺っています。増田先生は、「巡回監査は、請求書や領収書などの証拠を一次の証拠資料として収集確認して、それが会計帳簿に連結して数字に反映されているかをチェックする作業であり、紛争予防に不可欠なものです。(略) 関与先企業の現場に赴いて領収書等の証拠をチェックし、取引の実在性や適法性を確認する巡回監査は、法的に見ると事実認定作業といえます。(略) 法律家の立場からして、現地に行かずして事実認定はできないものと考えます。(略) クラウド上に保存されている領収書などの電子データは、そのもとなる現物を確認しない限り、事実認定することはできません」と、巡回監査は「三現主義」の実施に基づく事実認定業務であることを述べられました(『TKC会報』巻頭対談、2024年7月号)。

このように監査論と租税法の最高権威の先生方から巡回監査の本質を裏付けていただけたことは、我々税理士にとって誇りあることです。自信を持って、巡回監査の完遂に取り組んでまいります。

あらためて、巡回監査の本質を「内包」と「外延」を用いて確認します（スライド3）。本質的に変えてはならない「内包」が「巡回監査とは、三現主義（現地・現物・現人）の実施に基づく、法律判断業務」であり、変化を取り入れて時代変化に対応する「外延」が「全部監査（試査ではなく）の効率的実施体制の構築」です。「全部監査の効率的実施体制の構築」は、生産性向上や働き方改革に寄与します。そのためのTKC会員事務所の強力な手段が「FXクラウドシリーズ」「巡回監査機能」となります。ここで注意すべきは「事前確認業務」はあくまで「確認」であって、「巡回監査」ではありません。それは「現地・現物・現人」ではないためです。ただし、事前確認業務は徹底しましょう。形式的なチェックはとことん行い、残った部分は「現地・現物・現人」で完了するというすみ分けが必要です。

Ⅱ 税務申告書と決算書の信頼性確保の取り組み

保証業務の専門家として書面添付の推進に「一層取り組もう

未来に向けて税理士の「あるべき姿」として、「保証業務」の比重はますます大きくなることでしょう。このことは武田隆二TKC全国会第3代会長も「保証業務が21世紀における職業会計人の業務の大きな柱になる」と指摘されています（『TKC会報』講演録、2001年4月号）。税理士が行う保証業務は税理士法第33条の2による書面添付であり、税理士は税務書類に関する保証業務の専門家です。

書面添付と税務書類の関係性について、TKC全国会最高顧問である河崎照行甲南大学名誉教授が、「書面添付には『税務監査証明』としての役割が期待されている」と述べられており、「とりわけ、書面添付は、ある種の『証明行為』であることから、『監査』と同類の性格」を有するといっている（『ある種の『税務監査証明』としての役割が期待されている』と提言されています（『TKC会報』「会計が分かればビジネスが見える」、2023年6月号）。つまり、日本では確定決算主義の下、税務申告書に書面添付が付いていればその基となる決算書にも一定の（蓋然性レベルの）信頼性が付与されるということです。

さらに、前日本監査研究学会会長の松本祥尚関西大学大学院会計研究科教授は、書面添付制度について、「1項業務は『保証周辺業務』であり、2項業務は『保証類似業務』とみなし得る」との見解を示されました（『TKC会報』巻頭対談、2024年10月号）。また、日本税理士会連合会が作成した「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）チェックリスト」に関する見解もお聞きしたところ、「広義の保証業務の枠組みの中に入ります」と述べられました（『TKC会報』巻頭対談、2024年10月号）。これらの見解を追い風に、TKC方式の書面添付に「一層取り組んでいかなければなりません」。

「中小会計要領チェックリスト」の普及に努めよう

中小会計要領は2012年に公表され、策定目的は、①自社の経営状況の把握に役立つ会計、②利害関係者への情報提供に資する会計、③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、

■ スライド3



I 巡回監査の本質

5. 内包と外延(巡回監査の時代対応)

内包
変えては
いけないもの

巡回監査とは、**三現主義(現地・現物・現人)**の実施に基づく、法律判断業である。

外延
時代対応に
よって
変わるもの

全部監査(試査ではなく)の効率的実施体制の構築

- 時代変化(生産性向上・働き方改革)に寄与
- 「FXクラウドシリーズ」と「巡回監査機能」

巡回監査業務前の**事前確認業務**について

事前確認業務はクラウド等を活用して、積極的に行うべき。ただし、クラウドを活用して行う**事前確認業務**は、事実認定を行う**巡回監査**とは一線を画す、あくまで巡回監査前の事前確認業務である。さもないと、会計事務所に領収書・請求書・通帳等を持ち込ませてチェックする行為も**巡回監査**の一部となってしまう。

©TKC全国会 2025

会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、
④ 中小企業に過重な負担を課さない会計——の四つです。
この中小会計要領の活用促進は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省による告示(平成17年5月2日)の中で「中小企業等の経営強化に関する基本方針」として、「四信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨」に「中小企業者に対し、『中小企業の会計に関する基本要領』又は『中小企業の会計に関する指針』に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する」と定められており、金融機関に活用が求められています。この基本方針は行政にも金融機関にもあまり浸透していません。中小会計要領の活用を促進する根拠として、この告示をアピールしていく必要があると考えています。
ここで、ドイツにおける中小企業金融と「年度決算書の信頼性」確保の仕組みが参考になりますので、ご紹介します。
1961年に信用制度法(Kreditwesengesetz)が公布されました。同法の18条において、金融機関に対して一定額以上の無担保無保証融資については融資先企業の年度決算書の徴求義務を課しました。その3年後の1964年3月には、連邦金融制度監督局が、かかる年度決算書の信頼性を担保するために、経済監査士・帳簿監査士・税理士による証明書(Testerung)の添付を求める旨の通知を発出しました。そして、2002年に「年度決算書の信頼性」に関して、ドイツ全土の貯蓄銀行やその他の金融機関が、「帳簿記帳に基づく数字がそれ自体として蓋然性があることの説明を、作成された年度決算書に付すこと」という要望書を一齐に出しました。この要望書によって、格付けプロセスの一環として銀行に提出される一切の年度決算



書を、税理士は少なくとも蓋然性に関して監査することとなったのです。その後、証明書の作成基準が策定され、2010年の連邦税理士会の「年度決算書の作成に関する諸原則についての連邦税理士会の声明」に至りました。このような経緯を経て、ドイツでは税理士あるいは経済監査士による決算証明書（ベシヤイニグング：Bescheinigung）作成業務が定着しています。

ベシヤイニグングの証明度には、①公認会計士監査と同じレベルである包括的評価、②大きな誤りはなく妥当であるという蓋然性評価（消極的保証）、③無証明——の三つがあります。私は実際にドイツ訪問時に確かめましたが、ベシヤイニグングのうち実に99%が蓋然性評価でした。だからこそドイツにおける金融規律の健全性のバックボーンとして現実的な制度、仕組みとして浸透しているといえます。

一方で日本の中小会計要領等の普及状況は、日本税理士会連合会の「第7回税理士実態調査報告書（2025年）」によると、関与先の「中小企業の会計に関する基本要領（以下、中小会計要領）」の適用割合は39・2%で、会計指針に関する普及が23・0%です。中小会計要領と会計指針を合わせた適用割合は約62%となっています。しかしながら、これは果たして本当の実態でしょうか。なぜなら、TKC会員事務所の実況を見ると、「TKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）」で決算書等と一緒に「中小会計要領チェックリスト」等を金融機関に提出している件数は全体の半数、約52%にしか添付されていないことが分かっています。

そのような状況下、まず我々が必ずMISに「中小会計要領チェックリスト」を添付することが重要です。中小会計要領に準拠した決算書の信頼性の高さやその意義について、金融機関との相互理解を図る努力を惜しまずに行い、税理士と金融機関とが共に認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）として手を取り合って、中小企業の「財務経営力」と「資金調達力」の向上に貢献しましょう。

Ⅲ 金融機関同席の決算報告会の積極開催

「決算報告会」を通じて、金融機関との連携強化を

中小企業金融においては、金利がある時代が到来したことにより、税理士や金融機関に求められる支援が、これまでの経営改善から優良企業をより伸ばしていくための支援に変わってきています。金融機関も人材不足の折、すべての企業との「顔の見える関係」を構築するのは困難と思われます。その解決策として、TKC会員事務所が関与先の年度決算期終了後に開催している「決算報告会」への金融機関の同席を提案しています。

この金融機関との「決算報告会」の対象はすべての関与先（融資先）ではないという点がポイントです。融資先で特に気になる企業や、融資取引はないものの、より関係を強化したい優良企業等に絞り、顧問税理士と一緒にご参加いただくことを想定しています。「決算報告会」では来期の計画、その先の経営計画を金融機関とともに確認することにより、投資等で必要な資

金をその場で把握してもらい、今後の見通しを立てる等、効率よく伸びる会社をより伸ばしていける支援につながれます。我々税理士から見ても地元金融機関とのより密接な接点をつくることでその企業の存続に向けたネットワークができることは有意義であり、双方にとってプラスになると考えています。

このような提案に家森信善神戸大学経済経営研究所教授や、井藤英樹前金融庁長官、中国銀行の加藤貞則頭取・山縣正和取締役常務執行役員から賛同いただいています。

◎家森信善神戸大学経済経営研究所教授

「金融機関も人手不足である状況は間違いありません。その解決策として、(略)『決算報告会』という、まさに企業の実態や今後の方向性などを確認する場に同席できるのは金融機関にとって大きなメリットになります。」

(『TKC会報』巻頭対談、2025年4月号)

◎井藤英樹前金融庁長官

「金融機関、取引先、役員・従業員等さまざまな利害関係者がその企業の最新の財務状況や経営方針、経営の方向性等を深く理解することは大変重要です。融資先企業の皆さんのためになることが何よりであり、『決算報告会』がそうした機会の一つになるのであれば有意義であろうと思います。」

(『TKC会報』巻頭対談、2025年5月号)

◎加藤貞則中国銀行頭取・山縣正和取締役常務執行役員

「対象を選択した上での『決算報告会』への参画については、当行にとって非常に有意義な機会となります。」

(『TKC会報』巻頭鼎談、2025年6月号)

今後もこのような取り組みを通じて、金融機関と税理士と関与先の3者間の連携をより深めていく所存です。

IV 月次決算速報サービス

経営者の会計リテラシーを醸成し、「会計で会社を強くする」

2024年11月に提供された「月次決算速報サービス」は、「会計で会社を強くする」を具現化したものです。売上高や限界利益、自己資本比率等の「10年間」の推移を俯瞰して確認できる点を活かして、経営者の会計リテラシーの醸成に役立ててください。そのためには、経営者が数字に興味を持つよう啓蒙する必要があります。経営者を啓蒙できれば、「月次決算速報サービス」は優良企業の育成支援だけでなく、自己資本比率の低い(20%以下)企業に対し、自己資本比率を高める経営助言を行う一助となり、中小企業の存続・発展に貢献し、関与先が巡回監査を待ち望む世界を作ることができるでしょう。

我々TKC会員事務所が目指す方向性は運動方針として明確に示されています。まずは、2026年末までの第一フェーズのテーマである「月次決算体制の構築」に向けて、職員さんとともに月次巡回監査の徹底断行を通じて、関与先企業を強力に支援していきましょう。そして、皆さまが一層、税理士、職業会計人としての誇りを持って、「社会の納得」を得て、社会に貢献していただけることを祈念いたします。



株式会社TKC食品
代表取締役社長 山田 太郎 様

2024年6月の月次巡回監査が完了しました。
巡回監査に基づく業績速報をお送りします。

<月次決算速報>

監査月：2024年6月／監査日：2024年7月10日／担当者：田中一郎

1 変動損益計算書

(単位：千円)

項目	実績	構成比	計画	構成比	差額	計画比	前年同期	構成比	差額	前年比
純売上高	154,782	100.0%	162,985	100.0%	1,797	101.1%	158,365	100.0%	6,417	104.1%
変動費合計	37,338	40.9%	67,283	41.3%	55	100.1%	65,785	41.5%	1,553	102.4%
限界利益	37,443	59.1%	95,702	58.7%	1,741	(+0.4%)	92,580	58.5%	4,863	(+0.6%)
人件費	49,909	30.3%	49,287	30.2%	622	101.3%	47,216	29.8%	2,693	105.7%
他の固定費	39,154	23.8%	39,510	24.2%	-356	99.1%	39,337	24.8%	-183	99.5%
固定費合計	39,063	54.0%	88,797	54.5%	266	(-0.4%)	86,553	54.7%	2,510	(-0.6%)
経常利益	8,380	5.1%	6,905	4.2%	1,475	(+0.9%)	6,027	3.8%	2,353	(+1.3%)
特別利益	113	0.1%	-	-	-	-	105	0.1%	8	(+0.6%)
税引前当期純利益(損失)	8,493	5.2%	6,905	4.2%	1,475	(+0.9%)	6,132	3.9%	2,361	(+1.3%)

2 純売上高の内訳

(単位：千円)

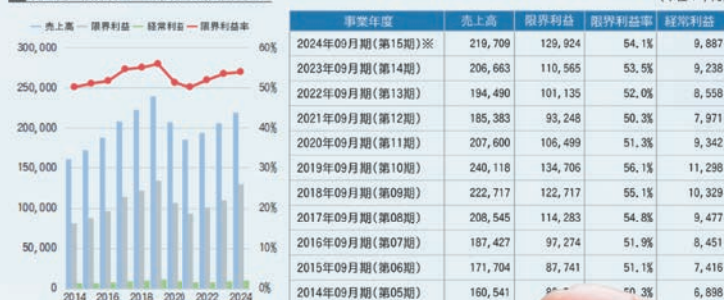
項目	実績	構成比	計画	構成比	差額	計画比	前年同期	構成比	差額	前年比
純売上高	154,782	100.0%	162,985	100.0%	1,797	101.1%	158,365	100.0%	6,417	104.1%
製品売上高(4111)	125,234	76.0%	121,098	74.3%	4,136	103.4%	114,181	72.1%	11,053	109.7%
商品売上高(4112)	39,154	24.0%	41,887	25.7%	-2,339	94.4%	44,184	27.9%	-4,636	89.5%
売上高(4113)										
売上高(4114)										
売上値引戻り高(4115)										

3 この変動損益計算書からわかること

- ①当月までの売上高は計画を達成し、順調です。
- ②限界利益率は計画より0.4%改善しています。経営努力の賜物です。
- ③固定費はほぼ計画どおりです。
- ④経常利益は計画を超え、順調です。
- ⑤当月末繰越高は13,394千円。この金額が適切でないと正しい利益を把握できません。

4 売上高・限界利益・経常利益の推移グラフ

(単位：千円)



5 自己資本比率の推移グラフ

※当期は6月までが実績、7月以降は計画に基づ



物価をはじめ、人件費や
光熱費の変動が予想されるいま、
経営環境はめまぐるしく変わっています。
会社の現状を正しく把握し、
つぎの一手をタイムリーに打つには
月次決算が欠かせません。
TKCは、「365日変動損益計算書」や
社長のスマホへの「月次決算速報サービス」、
ペポルインボイスによる仕訳入力自動化など、
戦略経営のスピード化につながる
さまざまなサービスで、中小企業の黒字化を
力強く支援していきます。

「月次決算速報サービス」で、一刻も早く経営者へ。

月次決算実施後の限界利益率や自己資本比率、コメント等を経営者のスマホにお届け。
出張先でも迅速に経営判断を行えるようになります。

ペポルインボイスで、月次決算を効率化。

ペポルネットワークを利用したデジタルインボイスならチェックが不要で、
会計システムに自動で読み込みが可能。月次決算の効率化を実現します。

毎月実施する巡回監査で月次決算をサポート。
これから月次決算を始めたいという経営者も安心です。

月次決算の内容をもとに、税理士や巡回監査士が
黒字化や優良企業を目指した経営助言を行います。

月次決算後の財務情報を金融機関に自動で開示可能。
関係強化やスムーズな融資判断に役立ちます。



このQRコードから
メールのサンプルを
スマホでご確認
いただけます。

「月次決算」で中小企業を支えるのは、TKC全国会。

巡回監査を通じたきめ細かな支援に期待 株式会社日本政策金融公庫代表取締役 総裁 田中一穂

本日は、第52回の全国役員大会が盛大に開催されましたことを心からお祝いを申し上げます。TKCの皆さまが、長年にわたり中小企業の成長・発展に多大なる貢献をされてきたことに対し、深く敬意を表します。

2019年に坂本孝司TKC全国会長と対談させていただきました(『TKC会報』巻頭対談、2019年4月号)。

以来、全国でTKCの皆さまと日本公庫の現場との連携が年々強固になっていることを実感しております。昨年は全国で200回を超える勉強会が開催され、活発な意見交換が行われました。

連携の分野も広がりを見せており、農業や事業承継など多岐にわたっています。

特に、事業承継の分野では、第三者承継

が「当たり前のもの」となるよう取

り組んでいる中で、

廃業を考えていた

企業がTKC会員

事務所のご紹介を



機に良い後継者と出会い、譲渡契約交渉に至るといった好事例も出てきています。

「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)についてもお礼を申し上げます。

私どもの国民生活事業において、法人企業の貸付状況のデータを基にして、MIS利用先企業の信用リスクを分析しましたところ、TKCの皆さまからの融資紹介については、デフォルト率が顕著に低いことが分かりました。まさに皆さまの日々の「会計で会社を強くする」という取り組みが功を奏している証左であります。引き続き、巡回監査を通じて、事業者のきめ細かなご支援にご協力いただきたいと思っています。

なお、TKC全国会と私ども日本公庫(国民生活事業)は、このたび相互に連携して中小企業・小規模事業者への円滑な資金供給を支援するための提携スキーム(TKCファストリンク※)を構築し、本年9月から取扱いを開始いたします。

TKC会員から紹介いただいた関与先企業については、融資の検討結果を申込みから概ね5営業日以内(創業は7営業日以内)に回答するものです。

日本公庫は、我が国の中小企業等の3分の1以上にあたる約130万社にご利

用いただいておりますが、私どもの人的資源には限りがあります。政策金融機関としての使命達成には、企業の身近な相談相手として、歴史を深く理解されている税理士・公認会計士のご協力が必要であると強く感じています。

足元の経済情勢は、悲観的な見方もありますが、名目GDPや設備投資、企業収益は過去最高を記録しており、春闘の賃上げも33年ぶりの高水準です。ただし、米国の関税問題により、

経済の先行きに不確実性が高まっており、個人消費や設備投資に悪影響を及ぼす懸念もあります。こうした状況を乗り越え、今後日本経済が力強く成長していくためには、物価を上回る賃上げと設備投資の推進が重要です。また、人材確保も深刻な課題です。TKCの皆さまには、引き続き関与先企業さまのご支援に力を注いでいただくことを願っています。

※「TKCファストリンク」の詳細は、本誌12

頁をご参照。



TKC全国会と日本政策金融公庫との連携で実現！

「TKCファストリンク」が切り拓く新たな中小企業金融

株式会社日本政策金融公庫 常務取締役 姪原保志

このたびTKC全国会と日本政策金融公庫国民生活事業（略称：日本公庫（国民事業））が長年にわたって培ってきた絆が提携スキームの「TKCファストリンク」（図1）として実を結ぶことができました。

「TKCファストリンク」構築の背景

かねてよりTKC全国会と日本公庫（国民事業）は、単なる税理士・公認会計士と金融機関の関係にとどまらず、連携の強化を図ってきました。一例として「TKCモニタリング情報サービス」の活用が挙げられます。同サービスによって税務署に電子申告した決算書・税務申告書等と同じデータが金融機関へ自動的に開示されます。日本公庫（国民事業）では、融資審査をはじめ、融資後の業況把握や返済の相談など幅広い業務において、同サービスを大いに活用しています。なお、令和7年3月末時点の利用件数は

5万件を超えており、すべての金融機関の中でも突出した実績となっています。あらためて、皆様のご協力に感謝申し上げます。

このように強固な連携が既に行われている中、令和7年4月22日に開催されたTKC全国会中小企業支援委員会において、さらなる連携の強化に向けて、提携スキーム創設に関するご要望をいただきました。そこで、日本公庫（国民事業）は提携スキーム創設の議論に先立ち、まずは「TKCモニタリング情報サービス」を利用して法人とそれ以外の法人との「差」の部分に着目しました。すると、同サービスを利用して法人は、それ以外の法人と比較して、融資後1年以内にデフォルト[※]する割合が低いことが明らかになりました（図2）。まさに、TKCが掲げる「会計で会社を強くする」ことの証左を実感した瞬間でした。こうした実証データをもとに活発な議論が進み、共有する情報を整理し、伝達手段をデジタル化

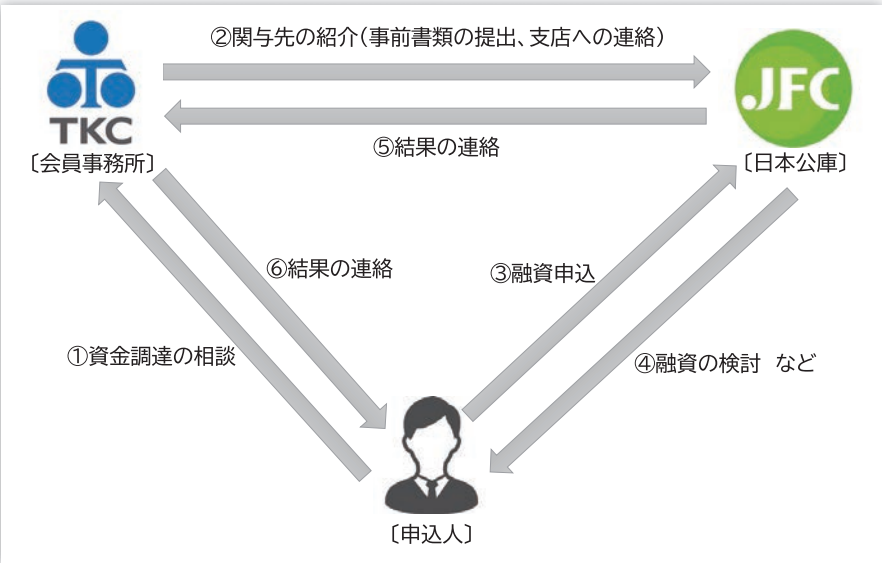
することで、従来の手続きよりも迅速な融資決定を実現する提携スキーム「TKCファストリンク」の誕生に至りました。

※債務者区分が破綻懸念先以下にランクダウンすること

「TKCファストリンク」のポイント

このスキームの最大のポイントは名称が示すとおり「ファスト」と「リンク」にあります。「ファスト」とは手続き開始から融資決定に至るまでの「スピード」を表しています。既に事業を営んでいる方にはお申込から概ね5営業日以内に、これから事業を開始する創業者の方には概ね7営業日以内に融資審査の結果を回答することを前提としています（図3）。一口に融資審査といっても、資料のご提出を待つ、文書を複製する、といったことに多くの時間が割かれており、実際に判断に向き合う時間、いわゆるコアタイムは限られているのが現状です。今回、「TKCモニタリング情報サービス」、「日本公庫ダイレクト」といったDXツールを組み合わせて活用することで迅速かつ、安全・正確な情報共有が可能となり、課題の多くを解消することができました。なお、本スキームを活用し融資審査の

■図1 「TKCファストリンク」のスキーム図

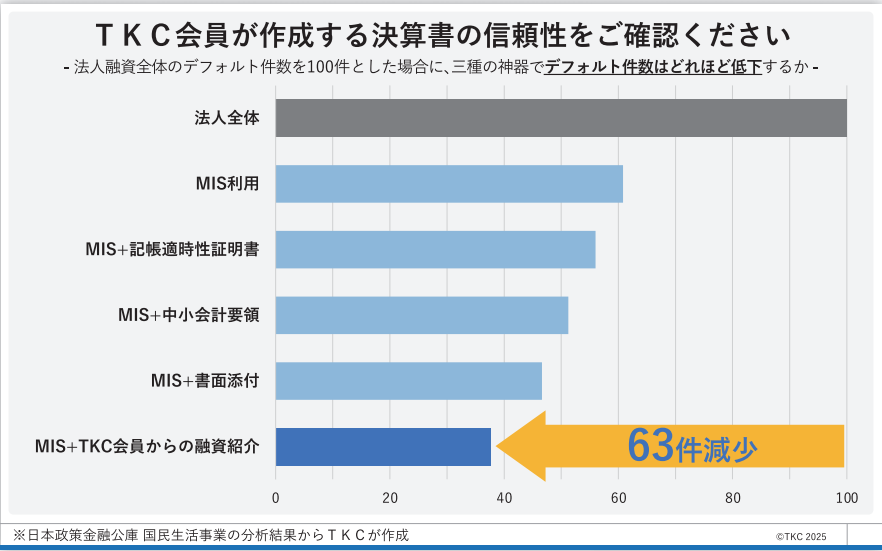


結果を回答するまでの期間は、通常の取扱いにおいて必要とする営業日数の半分以上の水準となっています。

次いで、「リンク」とはTKC全国会と日本公庫（国民事業）、そして事業者との「つながり」を示しています。

TKC会員事務所と事業者の会計に関する活動は「中小会計要領チェックリスト」、「税理士法第33条の2に基づく書面

■図2 「TKCモニタリング情報サービス」や「三種の神器」によるデフォルト抑制の状況



添付」、「記帳適時性証明書」といった、いわゆる「三種の神器」にその多くが集約されています。いふなれば、TKC会員事務所と事業者のつながりの結晶ともいえる存在です。日本公庫（国民事業）では、これらを融資審査において有効活用し、よりスピーディーな融資決定につなげてまいります。重ねてとなりますが、「TKCモニタリング情報サービス」を

■図3 「TKCファストリンク」のご利用要件等

ご利用いただけるお客さま	税務申告を1期以上行っている方	①ご紹介者のTKC会員事務所が最新決算の申告手続きを行っていること ②継続MASシステムで作成した「当期の経営計画書」または「現状での期末業績の予測表」をご提出いただけること ③「TKCモニタリング情報サービス」を通じて、ご融資後に継続して決算書をご提出いただけること ④ご融資の検討にあたって、TKC会員事務所にヒアリング等のご協力をいただけること
	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を終えていない方	①ご紹介者のTKC会員事務所が創業にあたってサポートを行い、顧問契約を結ぶ予定（または顧問契約済）であること ②継続MASシステムで作成した「創業計画書」をご提出いただけること ③「TKCモニタリング情報サービス」を通じて、ご融資後に継続して決算書をご提出いただけること ④ご融資の検討にあたって、TKC会員事務所にヒアリング等のご協力をいただけること
資金のお使いみち	事業に必要な運転資金・設備資金	
ご融資金額	3,000万円以内 ^{（※）} （※）既往取引の融資残高を含みます。	
特記事項	・原則、日本公庫ダイレクトを活用し、計画書等の書類提出を行っていただきます。 ・ご融資の検討結果をお申込からおおむね5営業日以内（創業は7営業日以内）に回答いたします ^{（※）} 。 （※）1 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。 2 面談等の日程調整がつかない場合や提出資料に不備がある場合等は、所定の日数を超えることがあります。	

利用している法人の信用リスクが低かったことも、踏み込んだ対応ができた一大要因であることも添えておきます。

このスキームをご利用いただける要件等（図3）に触れておきます。融資金額の上限を3千万円と定めているため、そ

■図4 日本公庫ダイレクトが提供するサービス（全て無料）

残高証明書がほしいけど、
公庫に行く時間がないなあ



ご融資金残高証明書等の オンライン発行

日本公庫ダイレクトでは、
ご融資金残高証明書、お支払額明細書などを
オンラインで取得できます^{（注）}。

^{（注）} 1. お取引先さま専用サービスの利用申請をした方のみご利用できます。
2. 平日8:30～19:30にご利用いただけるサービスです。

借入残高を知りたいけど、
公庫に電話するのが面倒だなあ



お取引状況の オンライン確認

日本公庫ダイレクトでは、
ご融資日やご融資金残高、金利などの
お取引状況がご確認できます^{（注）}。

^{（注）} 1. お取引先さま専用サービスの利用申請をした方のみご利用できます。
2. 平日8:30～19:30にご利用いただけるサービスです。

商売の役に立つ情報を
気軽に入手できたらいいなあ



国民生活事業 経営お役立ち情報

日本公庫ダイレクトには、お客さまの経営に役立つ
動画や資料を多数掲載しています。

＜経営お役立ち情報例＞

- ・専門家による10分解説動画「上手な値上げの進め方」
- ・インバウンド向けツール「外国人客おもてなしガイドブック」

経営課題の解決につながる
話を聞きたいなあ



セミナー参加申込

日本公庫ダイレクトから
全国で開催されるセミナーへの参加申込ができます。
オンラインセミナーもあります。

＜過去のセミナー例＞

- ・金融機関から資金調達するための「創業計画書」の作り方
- ・お金をかけずに売上がアップした！
- ～お店ですぐ実践できるアナログ販促～

融資の相談をしたいけど、
窓口で待ちたくないなあ



予約相談

日本公庫ダイレクトから
ご融資やご返済の相談の予約ができます。
オンラインでのご相談も可能です。

借入申込のために郵送や
公庫へ行くのが手間だなあ



借入申込

日本公庫ダイレクトから
ご融資のお申込をオンラインで完結できます。

決算書などを提出したいけど、
印刷や郵送が手間だなあ



各種資料のお受け渡し

日本公庫ダイレクトでは、
資料のご提出やお受取がオンラインでできます^{（注）}。

^{（注）} 日本公庫から資料のご提出やお受取をお願いする際のみご利用いただけるサービスです。

その他のサービス

日本公庫ダイレクトでは、次のサービスもご利用いただけます。

融資に関するお問合せ	事業資金に関するご相談やお問合せができます。
メール配信	日本公庫からの各種おすすめ情報を受け取ることができます。
資料請求	創業や国の教育ローンに関する資料を請求できます。
お客さま情報の変更申請	法人名や住所等の変更をオンラインでお手続きできます ^{（注）} 。

^{（注）} お取引先さま専用サービスの利用申請をした方のみご利用できます。

れを上回る融資金額を関与
先が希望しているときは、
スキームの対象となりませ
んが、これまでどおり通常
のご紹介としてのお取扱い
は可能です。

今回のスキームでは、
TKC会員事務所から事前
に決算書などの資料をご提
出いただきます。ご提出に
際して、日本公庫がオンラ
インで提供する無料の会員
専用サービス「日本公庫ダ
イレクト」（図4）を活用
していただくことで、「タ
イムリー」かつ「安全」な
提出が可能となります。な
お、将来的にはTKCシス
テムで書類提出等が可能に
なるよう検討いただいてい
ますので、更に利便性は高
まるものと考えています。

資料のご提出後には、電話
等で日本公庫（国民事業）
の担当者へご連絡をいただ
き、ご融資に関する要望（お
借入の希望時期や条件な
ど）をお伝えいただけます。

この際、ご提出いただいた決算書等の内
容について、ヒアリングのご協力をお願
いすることがあります。

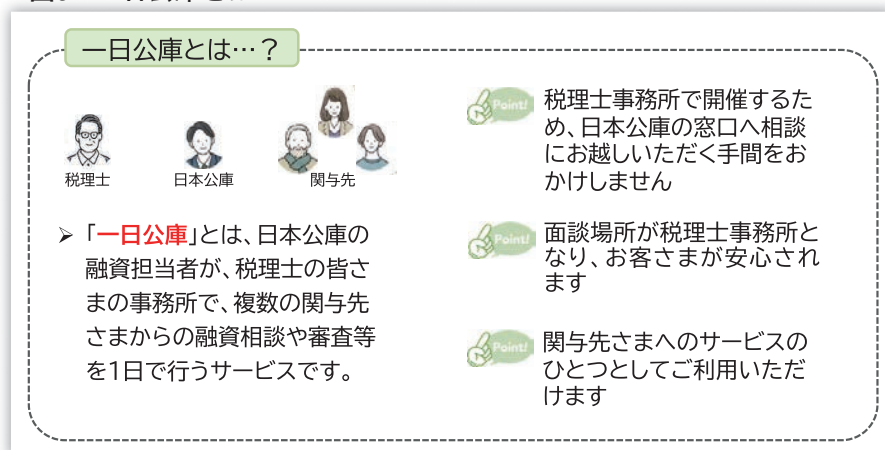
TKC会員事務所の皆さまにとつては、
各事務所に日本公庫（国民事業）の担当
者がかかりますので、日々の業務のなかで、
関与先から資金需要を把握した際に円滑
に相談が進められます。関与先にとつて
は、書類提出の負担が軽減されることや
突発的な資金需要が発生した場合でもス
ピーディーに融資が決定することから、
安心感や満足度の向上につながります。

日本公庫（国民事業）にとつては、融資
検討にあたり有用な資料の提出を受け、
ヒアリングさせていただくことで、その
後の融資審査のスピードアップが図られ
ます。このように、三者にとってメリッ
トあるスキームとなっています。

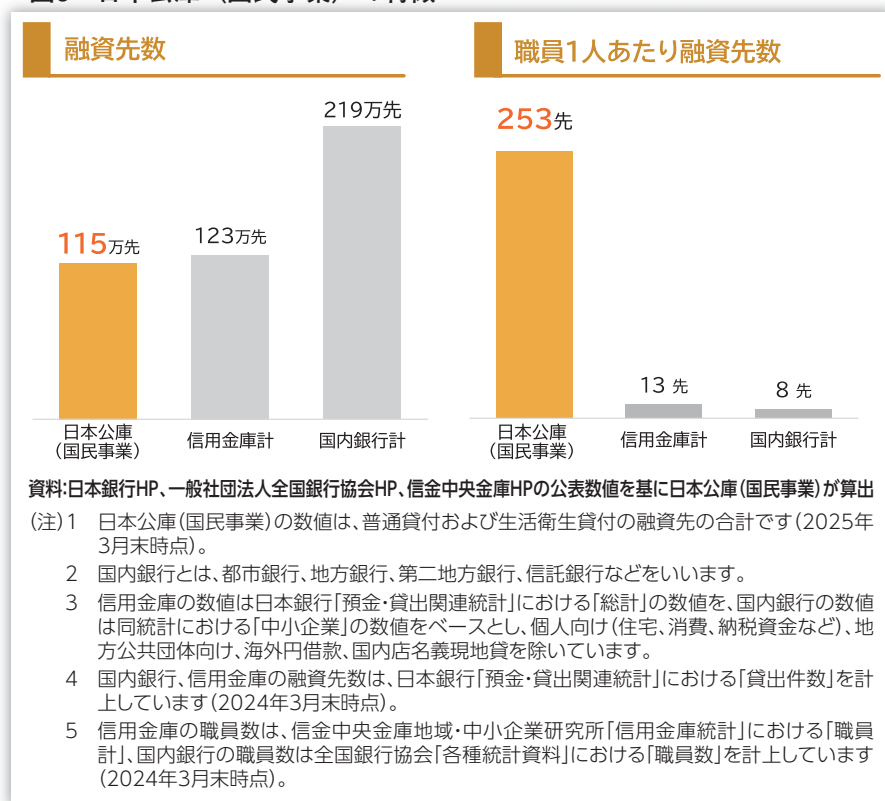
TKCファストリンク活用をお願い

まずTKC会員事務所の皆さまに願
いしたい点は、「TKCファストリンク」
を関与先の資金繰り支援に最大限活用し
ていただきたい、ということです。例え
ば、「TKCファストリンク」と「一日
公庫」（図5）を組み合わせたサービス
なども対応可能です。この機会に、これ

■図5 一日公庫とは



■図6 日本公庫（国民事業）の特徴



まで日本公庫（国民事業）と連携がなかった会員事務所さまも、ぜひ気軽にご相談いただければと思います。

次に、月次巡回監査の実践と「TKCモニタリング情報サービス」を通じた決算書等の提供です。私たち日本公庫（国民事業）は、全国約115万社のお客さまにご利用いただいております。1支店あたりのお客さまや職員1人あたりが担

当するお客さまの数が多いこともあって、すべてのお客さまと日常的にコミュニケーションを図ることは難しい状況にあります（図6）。このような中、TKC会員事務所の皆さまが月次巡回監査を実践し、日々事業者の良き相談相手となつていただいていることは、大変ありがたく、また非常に頼もしく感じております。「TKCファストリンク」でご融資した

お客さまにつきましても、引き続き、月次巡回監査の実践をお願いできれば幸いです。同様の理由で、「TKCモニタリング情報サービス」を通じた決算書等の提供も推進いただければ大変ありがたく存じます。

「TKCファストリンク」は、まだスタートしたばかりの新しい取組みです。現在のかたちが完成形とは考えておらず、今後もTKC会員事務所の皆さまの声や事業者のご意見を取り入れながら、より良い仕組みに進化させていく所存です。

TKC会員事務所の皆さまには、「TKCファストリンク」を最大限ご活用いただき、ゆくゆくはこのスキームがTKC全国会と日本公庫（国民事業）の絆の象徴となることを、心から願っております。

経済や社会情勢など、事業者を取り巻く環境は日々変化していきます。安心して事業者の皆さまが経営に取り組める環境づくりを支えるため、今後も日本公庫（国民事業）はTKC全国会の皆さまと力を合わせてまいりたいと考えています。

TKC会員事務所の皆さまには、日頃からのご協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後の更なる連携強化に向けたご意見なども遠慮なくお寄せいただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

月次決算は事業者支援の〴〵はじめの一步〴〵

金融機関は月次決算を実践する中小企業をどのように評価しているのか。北おおさか信用金庫の辻澤修氏は「月次決算を徹底し、自社の状況を経営者自身が数字を交えながら解説することで、われわれも顧客に対する理解を深めることができる」と語る。

月次決算は事業者との円滑なコミュニケーションと、その会社に必要な支援をタイムリーに進めるための前提となる取り組みです。経営者自身が業績をこまめに管理し、自社の経営状況を適時かつ正確に認識する。これにより、われわれも経営者や幹部社員、キーパーソンとの対話を通じて、事業者の現状と将来の見通しをクリアに把握でき、経営改善や成長に向けたサポートを機動的に実施することができるとのことです。

数字に基づく対話で業況を把握

当金庫では、主に大阪府の北部に拠点を置く中小事業者の経営支援に力を注いでいます。例えば、当金庫独自の取引先見本市「きたしんビジネスマッチングフェアWithうまいもん市」などを通じた販路・取引先拡大支援や、プロフェッショナル人



辻澤 修氏

材、副業人材といった経験やノウハウを豊富に持つ経営人材と中小事業者とのマッチング支援を、関連会社であるきたしん総合研究所を通じて先駆的に行っていました。

足元では、原材料費や人件費など各種コスト高への対応に苦慮している企業が多く、特に当金庫の営業エリアに多い建設業のお客さまは、これらの影響が広範囲に及んでいます。また、

北おおさか信用金庫

所在地 大阪府茨木市西駅前町 9-32 (本店)
店舗数 65 店舗
従業員数 800 名
預金総額 1兆5000億円
貸出総額 8000億円



現在は新型コロナウイルス禍での実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済が本格化しています。当金庫では信用保証協会と連携しながら、融資の組み替えによる返済負担の軽減等も提案しています。

このように、われわれが展開している支援メニューは多岐にわたります。そして、これらの支援の礎となっているのが月次決算です。

特に、私が在籍している融資部では、中小企業診断士の有資格者などで構成される「経営サポーター」が、経営改善や再生支援が特に必要な事業者に対して、より踏み込んだ経営サポートを行っています。具体的には、売上高や利益等の推移、現預金の増減といった定量情報を踏まえて、その事業者の強みや課題、いかなる要因から現在の業況に至ったのかという定性情報や将来キャッシュフローの見通しを、経営者や幹部社員、キーパーソンとの対話を通じて把握し、具体的な支援につなげています。

なかでも、TKCの会計システムを利用して事業者については、「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を通じて、TKC会員税理士のお墨付きを得た信憑性の高い財務資料を提供いただいているので、事業者の業況を迅速に把握する

※TKCモニタリング情報サービス…TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を関与先企業からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービス



特集

月次決算はなぜ必要か

とともに、経営課題の解決に向けた支援を素早く展開することができています。特に「月次決算報告シート」には重宝しており、同シートの「比較損益計算書」「比較貸借対照表」「資金実績表」「取引先別売上高推移表」「部門別売上高推移表」の数字と補足説明を確認しながら、事業者の業況と課題を把握し、具体的支援策を検討しています。

企業価値担保権の前提は月次決算

来年5月には事業性融資推進法が施行し、企業価値担保権を活用した融資ができるようになります。同法の目的は不動産担保や経営者保証に依存せず、事業の実態や将来性に着目した融資を円滑に進めるところ、そして、事業者と金融機関との間に緊密な関係が構築されることで、お互いが事業者の経営改善や成長によりコミットしていくところにあります。

現在、当金庫では企業価値担保権付き融資を実施するにあたり、対象となる事業者の選定基準や、具体的な支援の流れなどの詳細を詰めています。どのような事業者が対象となるのかは今後の議論を通じて固めていき

ますが、一つ確実に言えるのは、経営者やキーパーソンとの対話を通じて事業者の現状と課題、そして将来の見通しを把握できなければ、企業価値担保権付き融資は提案できないということです。

これは、これまで説明してきたとおり、金融機関が事業者の直面している課題や将来の展望を認識する

「経営体力」が強くなる

月次決算は経営者保証の解除を目指す上でも欠かせない取り



北おおさか信用金庫公式キャラクター「きたしんくん」



大阪府茨木市にある北おおさか信用金庫本店

北おおさか信用金庫にとって「月次決算」とは

- 月次決算は顧客とのコミュニケーションを円滑に交わし、事業者に必要な支援をタイムリーに進めるための前提となる取り組み。経営者保証の解除や来年5月からスタートする「企業価値担保権」を活用した融資を進める上でも不可欠。
- 経営改善や再生支援が必要な事業者には、売上高や利益等の推移、現預金の増減といった定量情報と、事業者の現状や強み、課題といった定性情報を、経営者やその会社のキーパーソンとの対話を通じて把握し、具体的な支援につなげている。

組みです。

経営者保証を解除するには、経営者保証に関するガイドライン研究会が作成した「経営者保証ガイドライン」の3要件（①法人個人の一体性の解消②財務基盤の強化③財務状況の適時適切な情報開示）をクリアすることが求められます。3要件にもあるとおり、経営者保証の解除には適時・正確な情報開示が不可欠で、そのためには経理処理をタイムリーに実施することが欠かせません。

先述した企業価値担保権付き融資と経営者保証の解除。いずれも、その実行の土台には月次決算があるのです。月次ベースでの業績管理を実直に行う事業者は、おのずと経営体力が強くなるでしょうし、経営者自身が自社の状況について数字を交えながら説明することで、われわれとしても事業に対する理解が深まります。

繰り返しになりますが、月次決算は、事業者と金融機関が綿密にコミュニケーションを交わし、経営改善や成長に向けた目標を合わせるための「はじめの一步」なのです。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和7年8月31日現在

金融機関名		本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	52,345	6,856
2	日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和 2年12月	8,598	—
3	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	8,243	2,257
都市銀行					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,361	1,099
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,439	615
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,412	486
4	みずほ銀行	東京都	令和 元年 9月	3,406	527
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,303	448
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,797	1,441
2	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,687	772
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,648	496
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,433	871
5	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	3,223	574
6	中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,203	611
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	3,168	420
8	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	3,103	553
9	京都銀行	京都府	平成30年 7月	3,065	583
10	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,548	414
11	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,514	666
12	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,501	471
13	あいち銀行	愛知県	平成31年 3月	2,420	441
14	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,408	349
15	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,381	520
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,347	432
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,275	429
18	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,221	461
19	北國銀行	石川県	平成28年11月	2,198	348
20	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	2,180	337
21	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	2,106	379
22	七十七銀行	宮城県	令和 元年 6月	2,070	641
23	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,974	340
24	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,958	221
25	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,907	317
26	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,850	318
27	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,769	242
28	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,768	314
29	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,748	311
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,699	198
31	きらばし銀行	東京都	平成29年 7月	1,691	242
32	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,675	356
33	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,625	673
34	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,546	215
35	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,544	256
36	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,535	267
37	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,519	313
38	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,418	152
39	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,398	445
40	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,371	175
41	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,334	225
42	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,323	182
43	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,297	258
44	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,282	267
45	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,270	172
46	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,257	186
47	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,242	144
48	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,232	216
49	山梨中央銀行	山梨県	平成29年 2月	1,228	304
50	仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,201	478
上記以外の地銀・第二地銀			計	34,303	6,516

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
信用金庫（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静 岡 県	平成29年 1月	2,857	849
2 京都信用金庫	京 都 府	平成28年11月	2,374	652
3 多摩信用金庫	東 京 都	平成29年 8月	2,234	465
4 埼玉縣信用金庫	埼 玉 県	平成30年12月	2,190	402
5 京都中央信用金庫	京 都 府	平成29年 1月	1,753	381
6 しずおか焼津信用金庫	静 岡 県	平成29年 6月	1,712	744
7 西武信用金庫	東 京 都	平成28年12月	1,485	282
8 大阪シティ信用金庫	大 阪 府	平成30年 5月	1,437	161
9 岐阜信用金庫	岐 阜 県	平成28年10月	1,354	192
10 北海道信用金庫	北 海 道	平成29年 3月	1,294	163
11 城北信用金庫	東 京 都	平成30年 5月	1,293	217
12 島田掛川信用金庫	静 岡 県	平成30年11月	1,288	529
13 尼崎信用金庫	兵 庫 県	令和 2年 2月	1,255	148
14 広島信用金庫	広 島 県	平成30年 6月	1,249	117
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,237	109
16 巣鴨信用金庫	東 京 都	平成29年 5月	1,217	214
17 大阪信用金庫	大 阪 府	令和 元年12月	1,198	123
18 飯能信用金庫	埼 玉 県	平成29年 6月	1,173	245
19 東京東信用金庫	東 京 都	平成29年 1月	1,144	163
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,107	89
21 朝日信用金庫	東 京 都	平成28年10月	1,092	126
22 おかやま信用金庫	岡 山 県	平成29年 9月	1,081	265
23 城南信用金庫	東 京 都	平成30年 2月	1,045	127
24 岡崎信用金庫	愛 知 県	平成28年10月	980	188
25 碧海信用金庫	愛 知 県	平成30年 7月	974	189
26 青梅信用金庫	東 京 都	平成28年12月	908	182
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	903	233
28 帯広信用金庫	北 海 道	平成29年 1月	901	81
29 北おおさか信用金庫	大 阪 府	平成31年 1月	896	143
30 瀬戸信用金庫	愛 知 県	平成29年 2月	863	112
上記以外の信用金庫		計	53,768	11,174

信用組合（上位5組合）				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,111	404
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	765	110
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	472	34
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	435	86
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	389	91
上記以外の信用組合			計	7,859 1,833

信用保証協会（上位5協会）				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和 元年 6月	3,104	314
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,271	378
3 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	2,204	463
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,107	822
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,294	172
上記以外の信用保証協会			計	16,515 4,144

金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	91,092	12,729
2 地銀・第二地銀	97	96	138,460	26,512
3 信用金庫	254	247	94,262	19,065
4 信用組合	129	77	11,031	2,558
5 信用保証協会	51	44	27,495	6,293
6 その他	—	23	525	180
合計	541	497	362,865	67,337

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(497機関)

令和7年8月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそらち農業協同組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
足野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
古川信用組合
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいち銀行
名古屋銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用組合
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県農業協同組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
筑塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひびき信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べっぴん日出農業協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine/>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.71

発行日 令和7年9月26日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上